

健康科学部試験情報、試験問題及び合否に関する取扱い

2024年5月16日 制定

2025年2月18日 改正

(総則)

第1条 健康科学部開講科目の試験情報、試験問題及び合否確認については、本取扱いの定めるところによる。

(試験情報)

第2条 試験の内容等について学生に周知する場合は、不公平が生じないように Web 上の指定サイト内（以下「Web」という。）に掲出することを基本とし、必要に応じて掲示による周知を行う。

- 2 試験に関する質問の対応については、講義等の授業時間内のみ対応し、不公平がないよう受講する学生全員の前で回答、説明することを原則とする。
- 3 試験期間中における学生からの試験問題、試験内容、試験結果に関する質問等への個別対応は一切行わないこととする。

(試験問題確認)

第3条 試験問題の内容に関する質問等は、試験時間内に試験監督者へ申し出るか、あるいは、試験終了後に指定期間内に所定の試験問題内容確認書（以下「内容確認書」という。）を健康科学部事務室に提出する。なお、メール及び FAX 等の提出は一切受け付けない。また、内容確認書を提出する根拠に乏しい理由による問合せは受け付けないこととする。

- 2 内容確認書の受付期間は、該当試験科目受験日の翌日（土・日曜日、祝日等を除く）16時45分までとする。
- 3 内容確認書が提出された場合は、教育委員長は、速やかに科目責任者に書面による対応を指示する。
- 4 科目責任者は、所定の試験問題内容確認通知書（以下「通知書」という。）を作成し、教育委員長へ提出する。
- 5 当該学生に対する通知書の通達は、健康科学部事務室が行う。

(合否確認)

第4条 科目責任者及び担当教員は、試験の合否を発表前に学生に告知してはならない。

- 2 合否の結果は Web に掲出する。不合格となった学生が、当該科目の合否に関して問合せを行う場合は、指定期間内に所定の合否確認書を健康科学部事務室に提出する。なお、メール及び FAX 等の提出は一切受け付けない。また、次の理由による問合せは、受け付けないこととする。
 - (1) 特別の事由なく、単に再評価・再検討を願い出るもの
 - (2) 担当教員に情状を求めるもの

- (3) 他の学生との比較により不満のみを訴えるもの
 - (4) 試験結果(点数)の確認に関するもの
 - (5) その他、合否確認書を提出する根拠に乏しいもの
- 3 合否確認書の受付期間は、Webにて周知する。
 - 4 合否確認書が提出された場合は、教育委員長は、速やかに科目責任者に書面による対応を指示する。
 - 5 科目責任者は、所定の合否確認通知書を作成し、教育委員長へ提出する。
 - 6 当該学生に対する合否確認通知書の通達は、健康科学部事務室が行う。
- (取扱いの改廃)

第5条 この取扱いの改廃は、教育委員会が決定する。

附 則 (北学総第 2024-04636 号)

(施行期日)

この取扱いは、2024年5月16日から施行する。

附 則 (北学総第 2024-16950号)

(施行期日)

この取扱いは、2025年4月1日から施行する。